

外国人技能実習制度適正化講習会

2月13日、高崎市・ホテルメトロポリタン高崎において、外国人技能実習制度適正化講習会を開催。講師は、弁護士法人Global HR Strategy・代表社員弁護士・杉田昌平氏。育成就労制度と現行制度との違いなど、監理団体が留意すべき点を解説しました。

杉田氏は、育成就労法は技能実習法の改正という形で成立したと述べ、基本理念の条項から「労働力の需給の調整手段として行われてはならない」という文言が削除されたと説明。特定技能1号への移行に向けた人材育成を目的にしており、その職種は特定産業16分野の範囲内に限定されていると解説した。

続いて、監理支援機関について、現行の監理団体同様に営利目的でない法人であると定められた点や外部監査人が必須となった点を紹介。

全体の枠組みは技能実習制度と共通するものの、細かな点が変更されていると述べ、育成就労産業分野、入国後講習の有無・内容、訪日費用の

分担方式、転籍の際の「やむを得ない事情」などの詳細は、今後作成される主務省令で定められていくので、その動向に注目するよう呼びかけた。



現行の監理団体より多数出席

官公需問題懇談会

2月27日、前橋市・群馬建設会館において、官公需問題懇談会を開催しました。官公需受注に向けた取組みや課題などの情報交換を通じて、受注環境の改善につなげることが目的です。懇談会に先立ち、仙台市にある杜の都建設(協)理事長・深松努氏が事例発表を行いました。

最初に行った事例発表で、深松氏は災害時の対応などを包括的に受注できる連携組織として組合を設立した経緯や、下水道管理業務など受託業務を拡大した取組みなどを説明。「災害時に最も頼りになるのは地元業者。その存続には平時からの受注も必要。地元業者への発注につなげ、有事に備える観点からも、官公需適格組合の存在感を示す必要がある」と訴えた。

続いて行った懇談会では、各出席者が官公需受注の現状や問題点、価格転嫁の対応状況などについて発言した。特に、伊勢崎市の官公需適格組合4団体が協議会を形成し、陳情活動を行っている取組みに、出席者の関心が集まった。

各発言から、自治体によって官公需適格組合に対するスタンスに差があることが窺われ、出席者は、陳情活動の継続や、官公需適格組合制度のさらなる普及推進の重要性を再確認した。



深松氏



深松氏を交え意見交換